

## 旅館・ホテル営業の施設の入浴設備に係る構造設備の基準（第2条第2項関係）

		構造設備基準（改正後）		構造設備基準（改正前）	備考
第2条第2項	(1)	貯湯槽は完全に排水することができる構造とすること。		新規 （施行日 令和4年4月1日） （経過措置：令和4年4月1日時点で現に旅館業の規定の営業の許可を受けている者については、施設の入浴設備に係る構造設備の変更を行うまでの間、適用しない。）	
	(2)	<p>循環式浴槽を設置する場合には、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が当該ろ過器に係る浴槽の容量以上であり、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ及び汚泥を排出することができる構造であるとともに、ろ過器の前に集毛器を設けること。</p> <p>イ 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。</p> <p>ウ 循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。</p> <p>エ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。</p>			
	(3)	打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。			
	(4)	気泡発生装置等を設置する場合は、連日使用している浴槽水を用いる構造ではなく、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。			
	(5)	水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。			
	(6)	配管内の浴槽水を完全に排水することができる構造とすること。			

		構造設備基準（改正後）		構造設備基準（改正前）	備考
第2条第2項	(7)	調節箱を設置する場合は清掃を容易に行うことができる構造とし、薬剤注入口を設けるなど消毒を行うことができるようにすること。	/	新規 （施行日 令和4年4月1日） （経過措置：令和4年4月1日時点で現に旅館業の規定の営業の許可を受けている者については、施設の入浴設備に係る構造設備の変更を行うまでの間、適用しない。）	
	(8)	浴槽からあふれ出た浴槽水及び回収槽内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、浴槽からあふれ出た浴槽水を回収する配管は直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃を容易に行うことができる位置又は構造になっているとともに、回収槽内の水を消毒することができる設備が設けられていること。			
	(9)	内湯と露天風呂との間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造にすること。			

### 簡易宿所営業の施設の入浴設備に係る構造設備の基準（第3条第2項関係）

### 下宿営業の施設の入浴設備に係る構造設備の基準（第4条第2項関係）

旅館・ホテル営業の施設の入浴設備に係る構造基準を準用